



錦秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。
気温が安定しませんが、お体ご自愛下さいませ。

重要情報

1. 軽減税率対応レジ等の補助金申請について

消費税率改正に伴う中小企業庁のレジ導入・受発注システム改修費補助金の申請は、H30.1月までの導入・改修が対象です。詳しくは軽減税率対策補助金事務局ホームページへ
(注：現行税制ではH31.10月に軽減税率が導入予定)。

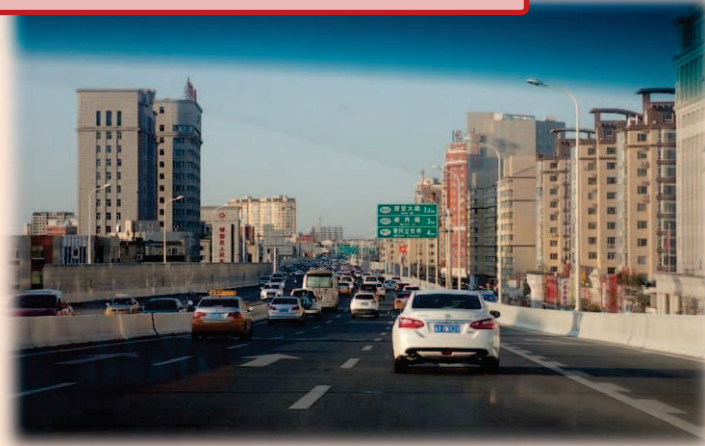
2. 民泊で固定資産税住宅用地特例が不適用に

Airbnbに代表される民泊仲介サイトの登録情報等から民泊利用が認められる物件について、市町村が固定資産税住宅用地特例(1/3~1/6に軽減)を取り消すケースが各地で発生しています。

3. 平成30年(来年)からの配偶者控除の改正

本人の所得が900万円以下で配偶者の所得が85(給150)万円以下なら控除額は38万円、本人の所得が1,000万円以下で配偶者の所得が123(給201)万円以下までは控除額が逡減します。所得制限を超えれば控除は受けられません。

元バックパッカー赤羽の旅断(バツ)



【中国・吉林省・長春市】まず訪れたのは、かつて満洲国の首都「新京」と呼ばれた街、長春です。中国東北地方は田舎のイメージがありましたが、高層ビルの間を縫うように走る高速道路に圧倒されました。タクシーはオンボロでしたが、配車用タブレット端末が設置され、バックミラーにはドライブレコーダーのモニターが内蔵されています。上海などの大都会ならまだしも、地方の細部にまでITが浸透している点に驚きました。でも人々は、やっぱり中国人で、最新スマホを自在に駆使して、大音量で自分の好きな曲を流します。そのギャップもまた不思議な感じがしました。

☆事務所からの連絡☆

年末調整に先立ち、対象従業員に必要な書類の準備をご指示ください(保険料控除証明書、住宅ローン年末残高証明書、中途入社の方の前職給与源泉徴収票など)。【保・配特】と【扶養】の用紙は11月下旬にご案内予定です。

11月のイベント

- ・保険料控除証明が届きます(年末調整用)
- ・個人所得税第2期予定納付
- ・個人事業税第2期分納付

税金マメ知識

平成27年以降相続税は一般家庭にも身近になりました。今回は配偶者特例についてです。相続税については、配偶者が取得した財産につき、1億6千万円と遺産総額の1/2とのいずれか大きい額まで免除されます。とはいえ、全て配偶者に渡せば良いわけではなく、二次相続でまた課税対象となりますので(しかも次は配偶者控除がない!)、将来も見据えた遺産分割が大切です。贈与税については、婚姻20年以上の配偶者に対し暦年の110万円枠のほか、2千万円の非課税枠が一度だけ使えます。これを利用して自宅の一部を配偶者に贈与する方は多いです。数年に分けて枠を使うことはできません。一人の配偶者につき一回だけなので、非課税贈与後に離婚して別の人と再婚すれば、20年後に再び非課税枠が使えます。

晩酌のじかん

長期のお休みが明けると、北風と共に繁忙期がやってきます。弊所もぼちぼち忙しくなってきました。帰宅後の酒もまた増える傾向が…このままではよくないので、久々にギターの練習を開始しました。もちろん飲むは飲むんですが、指を動かす分、量が減ります。楽譜が読めなくなったら、寝ます。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red